

越知町地域防災計画

火災及び事故災害対策編

令和2年3月

越知町防災会議

目 次

第1編	総則	1
第1章	計画の趣旨	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の構成	1
第3節	計画の効果的な推進に向けた留意点	2
第4節	火災及び事故災害対策編の修正	2
第5節	計画の周知徹底	2
第2章	越知町の特性	2
第3章	越知町防災会議	2
第4章	防災関係機関	2
第5章	火災及び事故防災上緊急に整備すべき施設などの整備計画	3
第2編	災害予防編	5
第1章	地域防災体制の確立	5
第1節	趣旨	5
第2節	防災知識の普及	5
第3節	実践的な防災訓練の実施	5
第4節	自主的な防災活動への支援	5
第5節	自発的な支援への環境整備	5
第6節	防災情報ネットワークの整備	5
第2章	予防対策の推進	6
第1節	趣旨	6
第2節	火事災害の予防	6
第3節	林野火災予防対策	7
第4節	地震火災予防対策	7
第5節	道路災害予防対策	8
第6節	陸上における排出油などの災害予防対策	9
第7節	危険物災害予防対策	10
第8節	火薬類災害予防対策・応急対策	10
第9節	毒物・劇物災害予防対策・応急対策	11
第10節	住民の安全確保のための体制整備	11
第3編	災害応急対策編	13
第1章	災害時応急活動	13

第1節	趣旨	13
第2節	活動体制の確立	13
第3節	情報の収集・伝達	13
第4節	通信連絡	13
第5節	応援要請	13
第6節	広報活動	13
第7節	避難活動など	13
第8節	災害拡大防止活動など	14
第9節	緊急輸送活動	14
第10節	交通確保対策	14
第11節	社会秩序維持活動など	14
第12節	被災地域への救援活動	14
第13節	資機材・人員などの配置	14
第14節	ライフラインなど施設の応急対策	14
第15節	教育対策	14
第16節	労務の提供	15
第17節	要配慮者対策	15
第18節	災害応急融資	15
第19節	二次災害防止計画	15
第20節	自発的支援の受入れ	15
第2章	火災・事故災害などへの応急対策	16
第1節	火事災害の応急対策	16
第2節	林野火災応急対策	17
第3節	重大事故発生時の関係機関の措置	19
第4節	道路災害応急対策	20
第5節	陸上における排出油などの災害応急対策	21
第6節	危険物災害応急対策	22
第7節	高圧ガス災害応急対策	22
第8節	火薬類災害応急対策	23
第9節	毒物・劇物災害応急対策	23
第10節	健康危機	24
第11節	予期しない原因による災害への応急対策	24
第3章	自衛隊の災害派遣	26
第1節	趣旨	26
第2節	災害派遣要請ができる範囲	26
第3節	災害派遣の手続	26
第4節	派遣部隊の受入れ	26
第5節	派遣部隊の業務及び撤収など	26

第4編	災害復旧・復興編	27
第1章	災害復旧・復興計画	27
第1節	趣旨	27
第2節	火事災害の復旧・復興計画	27
第3節	林野火災の復旧計画・復興計画	27
第4節	重大事故の復旧計画	27
第5節	道路災害の復旧計画	27
第6節	陸上における廃出油などの災害の復旧計画	28
第7節	危険物災害の復旧計画	28
第8節	高圧ガス災害の復旧計画	28
第9節	火薬類災害の復旧計画	28
第10節	毒物・劇物災害の復旧計画	28

第1編 総則

計 画 事 項	頁
第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の効果的な推進に向けた留意点	2
第4節 火災及び事故災害対策編の修正	2
第5節 計画の周知徹底	2
第2章 越知町の特徴	2
第3章 越知町防災会議	2
第4章 防災関係機関	2
第5章 火災及び事故防災上緊急に整備すべき施設などの整備計画	3

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、町域に係る火災及び事故災害から、住民の生命・身体及び財産を保護するために、越知町において防災上必要な諸施策の基本を定めるものである。

町・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関・事業者・住民それぞれの役割を明らかにし、同時に地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示し、火災及び事故災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

1 計画の基本方針

火災及び事故災害による被害を軽減し、住民の安全を確保するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携により、減災のための行動を日常的・持続的に行う住民運動の展開を目指す必要がある。

また、その推進に当たっては、時機に応じて重点課題を設定する実施方針を定め、関係機関などとの連携強化を図る。

計画の推進に当たっては、次の諸点を基本とする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 町・防災関係機関及び住民・企業それぞれの役割と連携
- (3) 防災関係機関相互の協力体制構築の推進
- (4) 災害対策事業の推進
- (5) 関係法令の遵守
- (6) 要配慮者支援などの多様な視点を生かした対策の推進
- (7) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

第2節 計画の構成

1 計画

火災及び事故災害対策編は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画について定めたものであり、それぞれの計画の趣旨は、次のとおりである。

2 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するための事務及び業務に関する計画で、防災施設の新設又は改良、防災訓練、防災意識の普及などについて定める。

3 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生した場合の応急対策について定める。

また、災害対策本部の組織、災害及び事故災害情報の収集・避難・救助・衛生等の事項について、対応策を定める。

4 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、災害発生後、被災した諸施設及び町の生活機能を再興・復旧するために必要な事項を定め、将来の災害に備える。

第3節 計画の効果的な推進に向けた留意点

一般対策編 第1編 第1章 第4節「計画の効果的な推進に向けた留意点」を準用する。

第4節 火災及び事故災害対策編の修正

一般対策編 第1編 第1章 第5節「一般対策編の修正」を準用する。

第5節 計画の周知徹底

一般対策編 第1編 第1章 第6節「計画の周知徹底」を準用する。

第2章 越知町の特性

一般対策編 第1編 第2章「越知町の特性」を準用する。

第3章 越知町防災会議

一般対策編 第1編 第5章「越知町防災会議」を準用する。

第4章 防災関係機関

一般対策編 第1編 第6章「防災関係機関」を準用する。

第5章 火災及び事故防災上緊急に整備すべき施設などの整備計画

火災及び事故防災上、緊急に整備すべき施設は、次のとおりである。

- 1 指定避難所
- 2 避難経路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動に必要な道路
- 5 緊急輸送道路、緊急輸送交通管制施設、ヘリコプター緊急離発着場（ヘリポート）
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設
- 7 水道管などの公益物件を収容するための施設
- 8 地域防災拠点施設
- 9 防災行政無線の整備その他に関する施設又は設備
- 10 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- 11 その他

第2編 災害予防編

計	画	事	項	頁
第1章	地域防災体制の確立			5
第1節	趣旨			5
第2節	防災知識の普及			5
第3節	実践的な防災訓練の実施			5
第4節	自主的な防災活動への支援			5
第5節	自発的な支援への環境整備			5
第6節	防災情報ネットワークの整備			5
第2章	予防対策の推進			6
第1節	趣旨			6
第2節	火事災害の予防			6
第3節	林野火災予防対策			7
第4節	地震火災予防対策			7
第5節	道路災害予防対策			8
第6節	陸上における排出油などの災害予防対策			9
第7節	危険物災害予防対策			10
第8節	火薬類災害予防対策・応急対策			10
第9節	毒物・劇物災害予防対策・応急対策			11
第10節	住民の安全確保のための体制整備			11

第1章 地域防災体制の確立

第1節 趣旨

町は、火災及び事故に関する災害対策を進める上での、基礎となる事項を定め、災害に備える。

第2節 防災知識の普及

1 計画の方針

防災関係者をはじめ、全ての住民が、火災及び事故災害に関する知識を常識としてもつための取組を推進する。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 防災関係者の研修

防災関係機関は、職員、教育関係者、町内の事業者・事業所及び多くの住民が集まる施設などの管理者他を対象に、予想される火災及び事故災害の規模や被害、事前の備え等について持続的な学習活動を展開する。

また、町及び防災関係機関は、自ら率先して防災活動などが実行できるよう、必要な防災知識や心構え等に関して、次の内容を交えた研修などを継続的に実施する。

第3節 実践的な防災訓練の実施

一般対策編 第2編 第2章 第3節「実践的な防災訓練の実施」を準用する。

第4節 自主的な防災活動への支援

一般対策編 第2編 第2章 第4節「自主的な防災活動への支援」を準用する。

第5節 自発的な支援への環境整備

一般対策編 第2編 第2章 第8節「自発的な支援への環境整備」を準用する。

第6節 防災情報ネットワークの整備

震災対策編 第2編 第1章 第8節「防災情報ネットワークの整備」を準用する。

第2章 予防対策の推進

第1節 趣旨

大規模な火事災害に対して、町及び県等の防災関係機関が実施する予防対策について定める。

第2節 火事災害の予防

町・県などの防災関係機関は、市街地の整備など火災に強いまちづくりや、防火管理の徹底などといった火災予防の充実強化を図る。

1 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

2 火災に強いまちづくり

防火地域や準防火地域の指定によって、防火に配慮した土地利用を進めるとともに、一般建築物や公共施設の防火性能の向上を推進する。

3 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 火災予防査察の強化

区域内の建築物について予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備などの整備などについて改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

建築物の所有者などに対し、防火管理者を配置するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防用設備などの設置及び定期点検などによる適正な維持管理の徹底

イ 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

4 防火思想の普及啓発

町は、住民、事業所などに対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間などの中で、幅広く防火思想の普及啓発などを行うとともに、地域において防災訓練などを実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法などの習熟を図る。

5 消防力の強化

町は、大規模な火災に備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合する整備計画を作成し、消防施設・消防設備・消防水利などの整備に努める。

また、消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

6 過去の災害記録

町が過去に被った主な災害状況は、次のとおりである。

■ 過去の災害記録

災害発生日	区 分	被災地域、被害状況
平成 18. 2. 3	9区建物火災	「越知町史上、最大規模の建物火災」 製材所から出火した炎は強風に煽られ、瞬く間に市街地全域に飛び火し、至るところで火災が発生した。 出火時刻：午後2時ごろ（推定） 鎮火時刻：午後7時28分 焼損棟数：39棟（全焼11棟、半焼2棟、部分焼26棟） 被災：20世帯49人 死者：0人、負傷者：2人（消防団員） 被害額：55,016千円 消防防災ヘリ「りょうま」による空中消火26回 佐川町消防団応援出動

第3節 林野火災予防対策

1 計画の方針

町は、森林資源や人家の焼失、土砂流出防止機能の消失などを招くような林野火災に対して、町・県などの防災関係機関が実施する予防対策について定める。

町・県及び四国森林管理局は、森林所有者や地域の林業関係団体と連携して、必要な林野火災の予防対策を講ずる。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 予防対策

- (1) 住民における林野火災予防意識の啓発
- (2) 火入れに関する町の条例に基づく届出（許可）及び条件の確認違反事項に対する中止の指示
- (3) 火災発生危険期における重点的な巡視及び住民への啓蒙・啓発広報の実施
- (4) 消防力強化のための防備資機材の整備及び備蓄

第4節 地震火災予防対策

1 計画の方針

町は、南海トラフ地震発生時に想定される「地震火災」による人的被害の軽減を図ることを目的に、「出火防止」、「延焼防止」、「安全な避難」の3つの視点に基づき、予防対策について定める。

2 予防対策

(1) 出火防止対策

- ア 出火防止対策の啓発
- イ 感震ブレーカー等の普及
- ウ ガスの安全対策
- エ 住宅耐震化の促進

(2) 延焼防止対策

- ア 消防資機材の充実
- イ 実践的な消火訓練の実施
- ウ 耐震性防火水槽の整備

(3) 安全な避難

- ア 指定緊急避難場所の設定、周知
- イ 危険箇所等の周知と訓練支援
- ウ 出火状況の把握等
- エ 避難情報の伝達
- オ 要配慮者の把握等
- カ 避難行動要支援者の避難計画

第5節 道路災害予防対策

1 計画の方針

道路構造物の被災などによる大規模事故又は重大な交通事故による災害に対し、町は、道路管理者（県・国）及びその他の防災関係機関と行う予防対策について定める。

また、町が道路管理者（県・国）及び警察と実施する情報交換の充実や、道路施設の整備などを含めた道路交通の安全確保のための予防対策について定める。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 町（道路管理者）

- (1) 道路交通の安全確保を目的とした情報収集及び連絡体制を整備
- (2) 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備
- (3) 道路施設などの点検を通じ、道路施設などの現況を把握
- (4) 道路における災害を予防するため、必要な施設などを整備

4 実践的な防災訓練の実施

道路管理者は、県・県警察及びその他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

第6節 陸上における排出油などの災害予防対策

1 計画の方針

町・県及び防災関係機関は、陸上における貯油施設などからの油の大量流出による火災や、著しい汚染などに対する予防対策について定める。

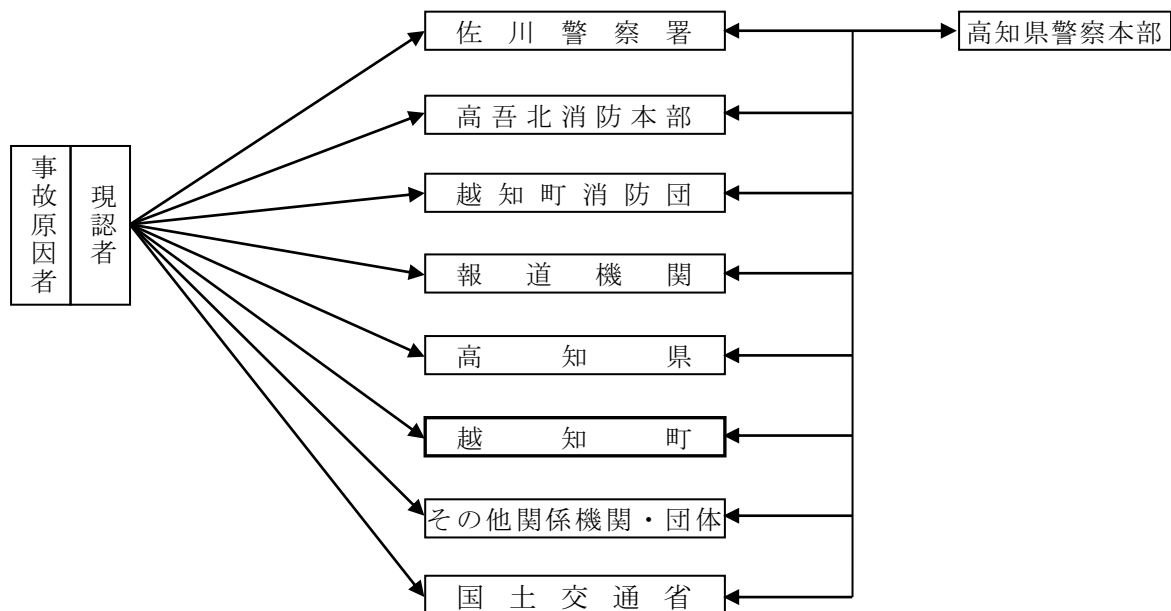
2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 情報の収集・伝達

町は、陸上において排出油などの災害が発生するか、又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路について定める。

■ 通報連絡系統（陸上における排出油などの事故発生時）



4 町と関係機関などの活動

町は、関係機関及び民間企業などと連携して、次のことを行う。

- (1) 危険物等保管施設の状況把握
- (2) 防除活動に必要な資機材などの状況把握
- (3) 応急対策計画の検討

5 仁淀川水系水質汚濁防止連絡協議会との連携

排出油などの事項は、陸上から河川へ流入する可能性が大きいため、仁淀川水系水質汚濁防止連絡協議会のもとで、その実態を把握し、汚濁防止対策の確立及び緊急時の連絡体制などについて、各関係機関相互の情報連絡及び調整を図る。

なお、「仁淀川水系水質汚濁防止連絡協議会」の関連資料などは資料編に掲載する。

(資料編 資料 「仁淀川水系水質汚濁防止連絡協議会規約」参照)

第7節 危険物災害予防対策

1 計画の方針

危険物などの災害に対して、町・県及び防災関係機関が、実施する予防対策について定める。

また、町は、県・関係機関と連携して保安体制の強化や、施設の適正な維持管理などを図るとともに、保安教育及び訓練の徹底などを図る。

なお、この計画における危険物などの定義を次のとおりとする。

- (1) 危険物 消防法に規定されているもの
- (2) 高压ガス 高压ガス保安法に規定されているもの
- (3) 火薬類 火薬取締法に規定されているもの
- (4) 毒物・劇物 毒物及び劇物取締法に規定されているもの

第8節 火薬類災害予防対策・応急対策

1 計画の方針

町は、県や県警察と連携して、盗難防止対策を含め、火薬類取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行う。

なお、以下の項目は、指定のない限り県が主体となって実施することから、町は、県に対し協力する。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 規制

火薬庫などの貯蔵施設の位置、構造及び設備の状況、取扱方法が、火薬取締法に定められた基準に適合しているかを調べる立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底する。

4 指導

町は、火薬類の取扱従事者に対し、火薬類の保安に関する講習などを実施し、資質の向上、保安意識の高揚に努める。

5 自主保安体制の確立

- (1) 事業所の長に対し、従業員の安全教育や防災訓練の実施など、保安に関する教育計画を定めるよう指導し、事業所の自主保安体制を確立する。
- (2) 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備と手段の確保について指導する。

6 啓発

町は、各種の研修会、講習会を実施するほか盗難防止訓練の実施、ポスターの配布などを行い、関係者の保安意識の高揚を図る。

第9節 毒物・劇物災害予防対策・応急対策

1 計画の方針

町は、県に協力し、毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

なお、以下の項目は、指定のない限り県が主体となっており、町は協力を努める。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 規制

町は、立入検査により、適切な保管、管理など、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

4 指導

(1) 立入検査を実施し、適正な貯蔵量、設備とするよう指導

(2) 管理者などに対し、毒物・劇物の飛散などにより住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、高知県中央西福祉保健所・佐川警察署又は消防機関への届出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導

(3) 毒物劇物営業者に対する指導

ア 毒物・劇物の容器及び収納棚などの転落防止

イ 容器の損壊などによる飛散の防止

ウ 収納場所の整理整頓

エ 初期消火用資機材の整備

5 啓発

町は、各種の研修会又は農薬危害防止運動月間などを通じ、毒物・劇物に関する知識の普及など関係者の保安意識の高揚を図る。

第10節 住民の安全確保のための体制整備

1 計画の方針

町、県及び防災関係機関は、事業者や地域住民と連携して、危険物などの災害に対し安全を確保するための体制整備に努める。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関とする。

3 体制整備

- (1) 事業者は、危険物の防除方法などの必要な情報を、あらかじめ町に提供
- (2) 地域の防災的見地から危険物などによる災害に関する調査を実施
- (3) 危険物の防除方法や災害発生時の行動など、防災知識を地域の住民に周知
- (4) 町は、県に調査への協力を依頼
- (5) 地域住民の避難誘導計画を作成
- (6) 防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施
- (7) 事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報についてあらかじめ整理
- (8) 事業者は、災害発生後迅速に町の関係機関などに情報を提供

第3編 災害応急対策編

計 画 事 項	頁
第1章 災害時応急活動	13
第1節 趣旨	13
第2節 活動体制の確立	13
第3節 情報の収集・伝達	13
第4節 通信連絡	13
第5節 応援要請	13
第6節 広報活動	13
第7節 避難活動など	13
第8節 災害拡大防止活動など	14
第9節 緊急輸送活動	14
第10節 交通確保対策	14
第11節 社会秩序維持活動など	14
第12節 被災地域への救援活動	14
第13節 資機材・人員などの配置	14
第14節 ライフラインなど施設の応急対策	14
第15節 教育対策	14
第16節 労務の提供	15
第17節 要配慮者対策	15
第18節 災害応急融資	15
第19節 二次災害防止計画	15
第20節 自発的支援の受入れ	15
第2章 火災・事故災害などへの応急対策	16
第1節 火事災害の応急対策	16
第2節 林野火災応急対策	17
第3節 重大事故発生時の関係機関の措置	19
第4節 道路災害応急対策	20
第5節 陸上における排出油などの災害応急対策	21
第6節 危険物災害応急対策	22
第7節 高圧ガス災害応急対策	22
第8節 火薬類災害応急対策	23
第9節 毒物・劇物災害応急対策	23
第10節 健康危機	24
第11節 予期しない原因による災害への応急対策	24
第3章 自衛隊の災害派遣	26
第1節 趣旨	26
第2節 災害派遣要請ができる範囲	26
第3節 災害派遣の手続	26
第4節 派遣部隊の受入れ	26
第5節 派遣部隊の業務及び撤収など	26

第1章 災害時応急活動

第1節 趣旨

災害発生時の町の活動体制、応急活動として実施すべき事項について定める。

第2節 活動体制の確立

一般対策編 第3編 第2章 第2節「活動体制の確立」を準用する。

第3節 情報の収集・伝達

一般対策編 第3編 第2章 第4節「情報の収集・伝達」を準用する。

第4節 通信連絡

一般対策編 第3編 第2章 第5節「通信連絡」を準用する。

第5節 応援要請

一般対策編 第3編 第2章 第6節「応援要請」を準用する。

第6節 広報活動

一般対策編 第3編 第2章 第7節「広報活動」を準用する。

第7節 避難活動など

一般対策編 第3編 第2章 第9節「避難活動など」を準用する。

第8節 災害拡大防止活動など

一般対策編 第3編 第2章 第10節「災害拡大防止活動」を準用する。

第9節 緊急輸送活動

一般対策編 第3編 第2章 第11節「緊急輸送活動」を準用する。

第10節 交通確保対策

一般対策編 第3編 第2章 第12節「交通確保対策」を準用する。

第11節 社会秩序維持活動など

一般対策編 第3編 第2章 第13節「社会秩序維持活動など」を準用する。

第12節 被災地域への救援活動

一般対策編 第3編 第2章 第14節「被災地域への救援活動」を準用する。

第13節 資機材・人員などの配置

一般対策編 第3編 第2章 第6節「応援要請」を準用する。

第14節 ライフラインなど施設の応急対策

一般対策編 第3編 第2章 第15節「ライフラインなど施設の応急対策」を準用する。

第15節 教育対策

一般対策編 第3編 第2章 第16節「教育対策」を準用する。

第16節 労務の提供

一般対策編 第3編 第2章 第17節「労務の提供」を準用する。

第17節 要配慮者対策

一般対策編 第3編 第2章 第18節「要配慮者対策」を準用する。

第18節 災害応急融資

一般対策編 第3編 第2章 第19節「災害応急融資」を準用する。

第19節 二次災害防止計画

一般対策編 第3編 第2章 第20節「二次災害の防止」を準用する。

第20節 自発的支援の受入れ

一般対策編 第3編 第2章 第21節「自発的支援の受入れ」を準用する。

第2章 火災・事故災害などへの応急対策

第1節 火事災害の応急対策

1 計画の方針

大規模な火災が発生した場合は、町・県及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

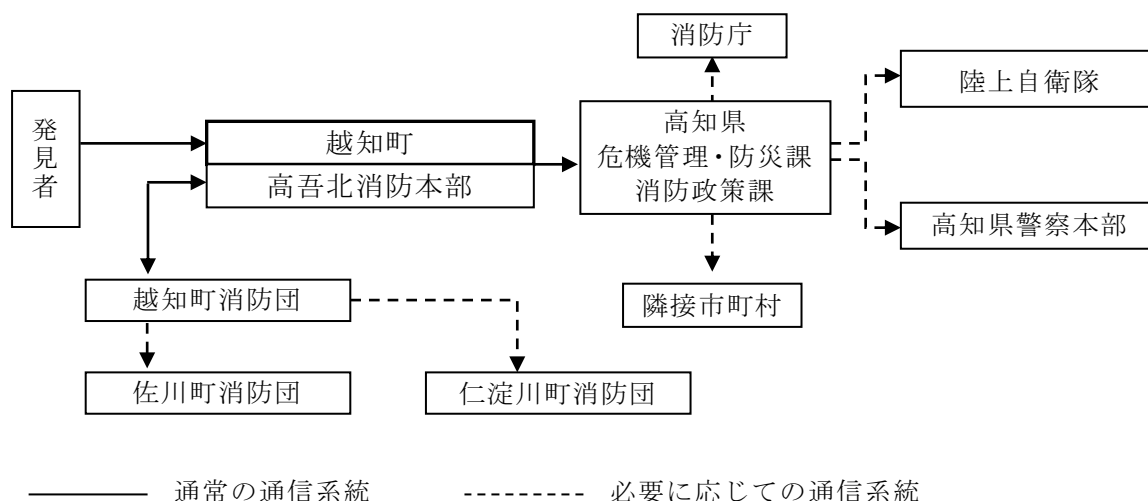
2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 情報の収集と伝達

- (1) 火災の発生状況や被災状況などの情報収集と県への報告
- (2) 火災・災害など報告要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

■ 大規模な火事災害時の通報・通信系統図



4 消火活動など

- (1) 町及び消防機関は、火災の災害状況に応じて応急措置を実施
 - ア 警察などと連携した火災防御活動
 - イ 現地指揮本部の設置
- (2) 火災が拡大し、町単独での消火が困難なときには、関係各機関へ応援を要請
 - ア 県への消防防災ヘリコプターによる空中消火の要請
 - イ 他の市町村への応援要請
 - 「佐川町と越知町の消防相互応援協定」
 - 「高知県内広域消防相互応援協定」及び市町村間の協定
 - 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。
 - ウ 消防庁長官への応援要請
「緊急消防援助隊要綱」による。

第2節 林野火災応急対策

第1 計画の方針

林野火災が発生した場合は、町・県及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

第2 情報の収集と伝達

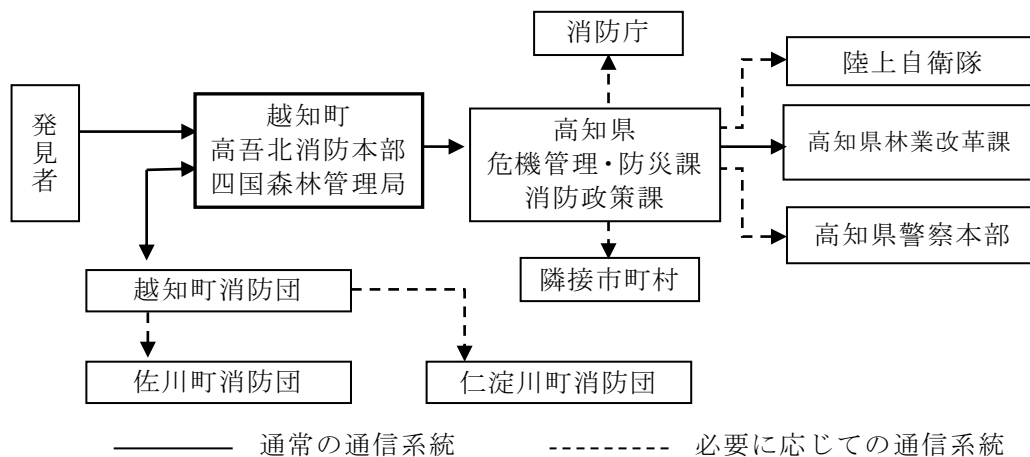
1 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする（本節すべて共通）。

2 町

- (1) 火災の発生状況や被災状況などの情報収集と県への報告
- (2) 火災・災害など報告要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

■ 林野火災時の通報・通信系統図



第3 消火活動など

1 町

- (1) 町及び消防機関は、火災の災害状況に応じて応急措置を実施する。
 - ア 警察などと連携した火災防御活動
 - イ 現地指揮本部の設置
- (2) 火災が拡大し、町単独での消火が困難なときには関係各機関へ応援を要請する。
 - ア 県への空中消火の要請
 - イ 他の市町村への応援要請
 - 「佐川町と越知町の消防相互応援協定」
 - 「高知県内広域消防相互応援協定」及び市町村間の協定
 - 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

ウ 消防庁長官への応援要請
「緊急消防援助隊要綱」による。

エ 自衛隊の災害派遣要請の県への要求

2 林業関係事業者

町、消防機関・佐川警察署・県などとの連携を図り、初期対応、情報連絡などの協力を努める。

第4 二次災害の防止活動など

1 点検の実施

町及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害などの防止策として、土砂災害などの危険箇所の点検などを行う。

2 防災対策の実施

町及び県は、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所について、付近住民への周知を図り、応急対策を行う。また、警戒避難体制を整備し、砂防設備・治山設備などの整備を行う。

第3節 重大事故発生時の関係機関の措置

1 計画の方針

突発的に発生する航空機、車両、爆発事故などの重大事故について、各防災関係機関が事故発生時にとるべき基本的な措置は、以下のように定められている。

実施責任者は、町長、関係各機関とする。

■ 重大事故発生時の関係機関の措置

機 関 名	重大事故発生時の措置
越知町	1 現地における応急的医療施設及び収容施設などの設置 2 死傷者の捜索、救出、搬出 3 災害現場の警戒 4 関係機関が実施する搬送などの調整 5 日本赤十字社高知県支部地区長又は越知分区長に対する協力要請 6 身元不明遺体の処理
高知県	1 消防防災ヘリによる状況調査、救助活動 2 救急医療についての総合調整 3 救助、救急医療、死傷者の収容処理 4 医療及び遺体の処理に要する資機材の調達 5 公立医療機関に対する出動要請 6 日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 7 医師会及び歯科医師会に対する協力要請 8 薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
消防機関	1 災害現場での人命検索活動 2 災害現場での救出活動 3 負傷者などへの応急措置活動 4 現地医療班又は医療機関への負傷者などの搬送活動 5 その他市民の生命・身体の保護に関する活動
高知県警察本部	1 被害情報の収集及び伝達 2 救出・救護及び行方不明者の捜索 3 避難誘導 4 被害拡大防止 5 緊急交通路確保などの交通規制 6 遺体などの検索、収容及び身元不明遺体の身元調査 7 遺体の検分（検視） 8 広報活動 9 その他必要な警察活動
自衛隊	1 死傷者の救出及び搬送などの支援 2 救護班、救助物資などの輸送支援
医療機関	1 医療の実施（遺体の洗浄、縫合、消毒などの処理を含む） 2 傷病者に対する看護
日本赤十字社 高知県支部	1 現地医療の実施 2 傷病者に対する看護 3 輸血用血液の確保
医師会 歯科医師会	1 医療施設の確保 2 所属医師の派遣
薬剤師会	1 医薬品の供給及び薬剤師の派遣
西日本電信電話（株）	1 緊急臨時電話の架設
四国電力（株）	1 照明灯などの設置

※ この表に記載のない指定地方行政機関などの実施する措置については、各機関の業務計画などによる。

第4節 道路災害応急対策

1 計画の方針

町は、道路管理者（県・国）及びそのほかの防災関係機関と実施する応急対策について定める。

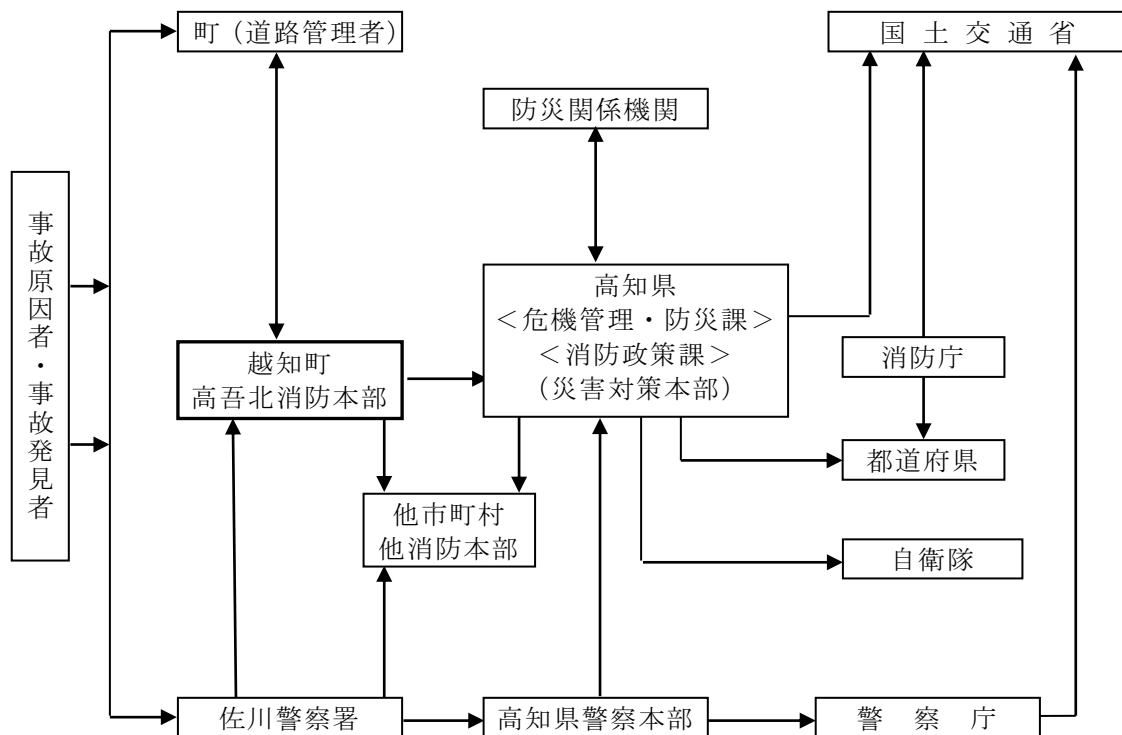
2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 町（道路管理者）

- (1) 速やかに被災者の避難誘導、交通規制などの必要な措置を実施
- (2) 危険物などの流出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導などの必要な措置を対処
- (3) 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動に協力
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設などの応急復旧を行い、早期に交通機能を確保
- (5) 災害の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、的確に関係者に伝達

■ 被害情報等の収集伝達系統



4 その他の防災関係機関

町・県、その他の防災関係機関は、状況に応じて応急対策を実施する。

第5節 陸上における排出油などの災害応急対策

1 計画の方針

陸上において排出油などの災害が発生した場合は、町・県及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な防災活動を実施する。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 排出油などの災害応急対策

(1) 町

ア 関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止などの緊急措置を実施

イ 施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、自衛消防隊組織による災害状況の把握と安全措置を指導

ウ 消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報などの必要な応急対策を実施

(2) 施設管理者

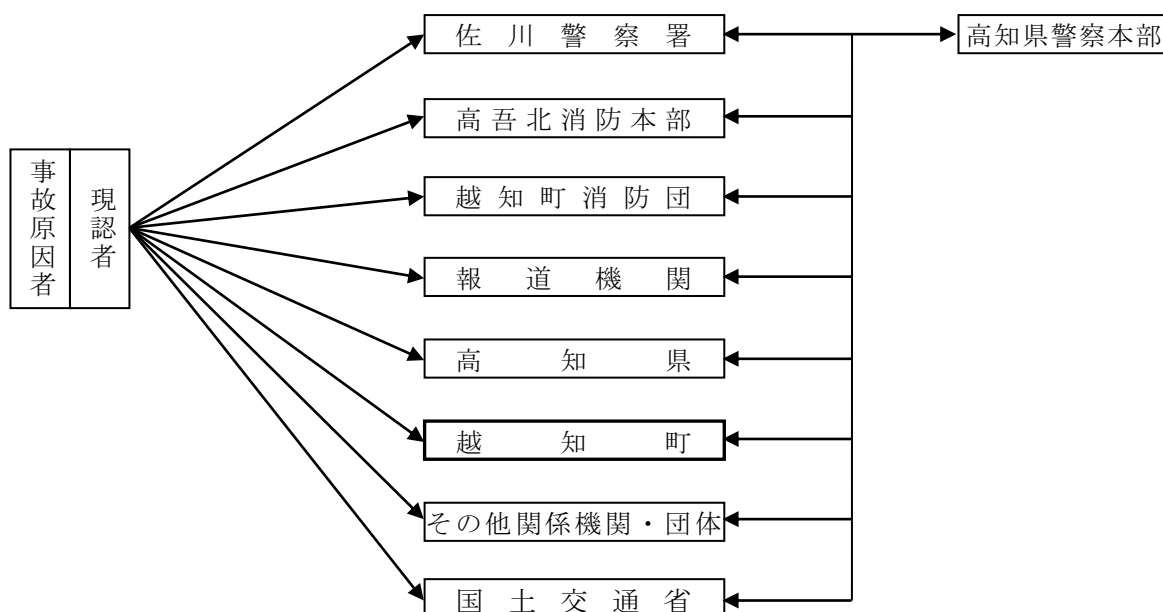
ア 町に被害状況、応急対策活動、対策本部の設置状況などを報告

イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立など、災害の拡大防止のための必要な措置を実施

ウ 消防機関の到着に際しては、車両を誘導し、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所などを報告

エ 大量の危険物が河川に流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止など流出を最小限に抑える措置を実施

■ 通報連絡系統（陸上における排出油等の事故発生時）



第6節 危険物災害応急対策

1 計画の方針

危険物災害が発生した場合は、町・県及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な防災活動を実施する。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 危険物災害応急対策

(1) 町

ア 関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止などの緊急措置を実施

イ 施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため自衛消防隊組織による災害状況把握と安全のための措置を指導

ウ 消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報などの必要な応急対策を実施

(2) 施設管理者

ア 町に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況などを報告

イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立など、災害の拡大防止のために必要な措置を実施

ウ 消防機関の到着に際しては、車両を誘導し、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所などを報告

エ 大量の危険物が河川、海などに流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止など流出を最小限に抑える措置を実施

第7節 高圧ガス災害応急対策

1 計画の方針

町は、県の活動や取組に協力し、関係法令の周知徹底を図る。また、事業所などにおける自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故の防止に努める。

なお、以下の項目は、指定のない限り県が主体となって行い、町は協力を努める。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 高圧ガス災害応急対策

(1) 町

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報などの必要な応急対策を実施する。

(2) ガス施設管理者

- ア 町及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況などを報告
- イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立など、災害の拡大防止のために必要な措置を実施
- ウ 消防機関の到着に際しての車両誘導などを行うとともに、施設などの状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施

第8節 火薬類災害応急対策

1 計画の方針

町は、県や高知県警察本部と連携して、盗難防止対策を含め、火薬類取締法をはじめ、関係法令の周知徹底・規制を行う。また、保安検査、立入検査に伴う指導・措置の実施や、火薬類取扱事業所などにおける自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

なお、以下の項目は、指定のない限り県が主体となって行い、町はこれに協力する。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 火薬類災害応急対策

(1) 町

町は、施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報などの必要な応急対策を実施する。

(2) 施設管理者

- ア 町及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況などを報告
- イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立など、災害の拡大防止のために必要な措置を実施

第9節 毒物・劇物災害応急対策

1 計画の方針

町は、県に協力し、毒物及び劇物取締法をはじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

また、町は、災害発生時の応急対策について定める。

なお、以下の項目は、指定のない限り県が主体となって行うが、町はこれに協力する。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

3 毒物・劇物災害応急対策

(1) 町

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報などの必要な応急対策を実施する。

(2) 施設管理者

- ア 町及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況などを報告
- イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立など、災害の拡大防止のために必要な措置を実施
- ウ 毒物・劇物などを安全な場所に移す余裕のある場合には、それらを安全な場所へ移し、かつ見張人をつけて、安全と防火を図る措置を実施

第10節 健康危機

1 計画の方針

食中毒や感染症、飲料水、有害物質などの原因により住民の健康被害が発生した場合は、「高知県健康危機管理マニュアル」に準じ対策を行う。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

第11節 予期しない原因による災害への応急対策

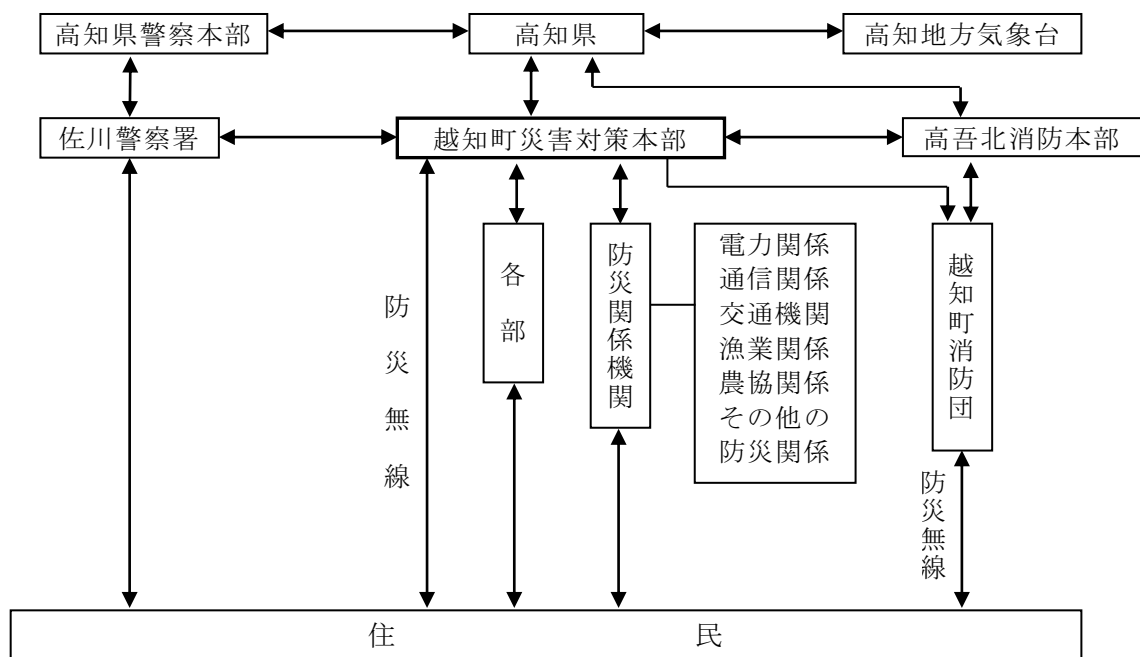
1 計画の方針

予期しない原因による大きな被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長がその必要を認めるときは、町は災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

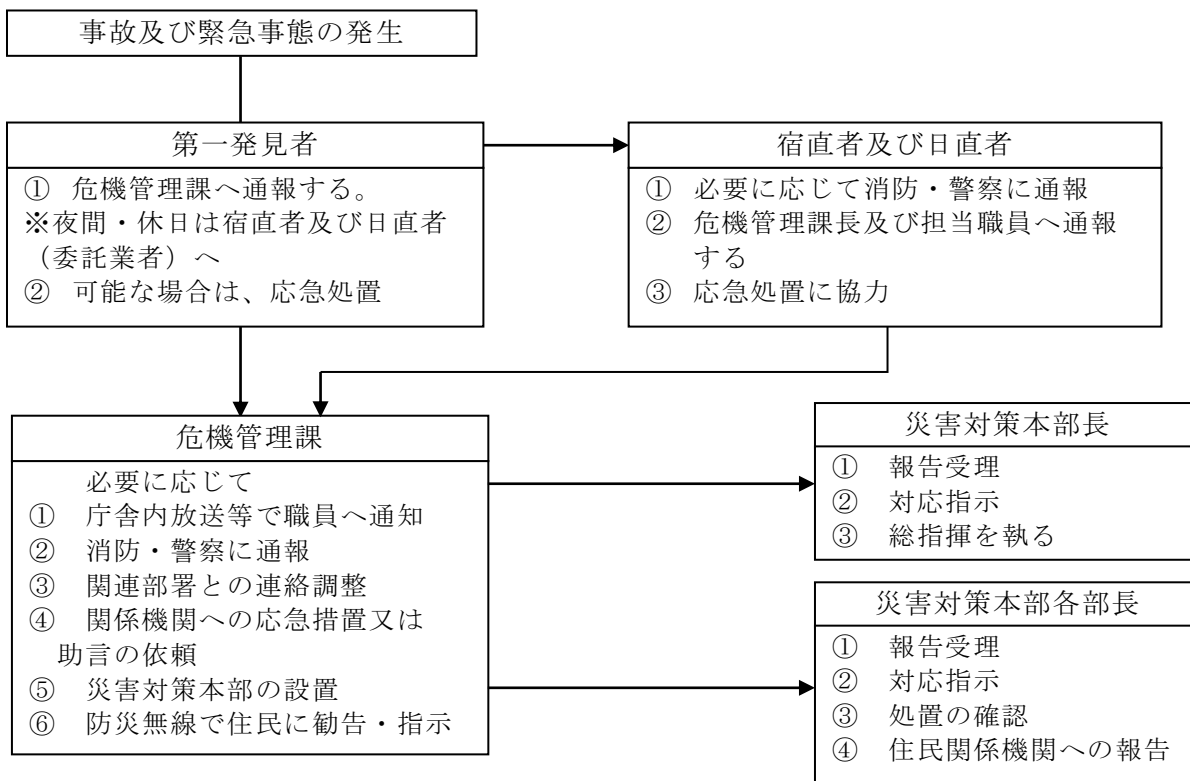
2 実施責任者

実施責任者は、町長、関係各機関が定める責任者とする。

■ 災害時の情報の受伝達系統



■ 緊急事態における役割及び連絡体制



第3章 自衛隊の災害派遣

第1節 趣旨

大規模火災や事故災害時において、その対処について自衛隊の派遣が必要な場合の規定について定める。

第2節 災害派遣要請ができる範囲

一般対策編 第3編 第3章 第2節「災害派遣要請ができる範囲」を準用する。

第3節 災害派遣の手続

一般対策編 第3編 第3章 第3節「災害派遣要請の手続」を準用する。

第4節 派遣部隊の受入れ

一般対策編 第3編 第3章 第4節「派遣部隊の受入体制」を準用する。

第5節 派遣部隊の業務及び撤収など

一般対策編 第3編 第3章 第5節「派遣部隊の業務及び撤収など」を準用する。

第4編 災害復旧・復興編

計 画 事 項	頁
第1章 災害復旧・復興計画	27
第1節 趣旨	27
第2節 火事災害の復旧・復興計画	27
第3節 林野火災の復旧計画・復興計画	27
第4節 重大事故の復旧計画	27
第5節 道路災害の復旧計画	27
第6節 陸上における廃出油などの災害の復旧計画	28
第7節 危険物災害の復旧計画	28
第8節 高圧ガス災害の復旧計画	28
第9節 火薬類災害の復旧計画	28
第10節 毒物・劇物災害の復旧計画	28

第1章 災害復旧・復興計画

第1節 趣旨

大規模火災や事故災害時において、その災害復旧・復興計画について定める。

第2節 火事災害の復旧・復興計画

一般対策編 第4編「災害復旧・復興計画」を準用する。

第3節 林野火災の復旧計画・復興計画

1 計画の方針

町は、関係消防防災機関と協力して、林野火災における被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害の復旧を図るとともに、県又は国が費用の一部、又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

第4節 重大事故の復旧計画

1 計画の方針

航空機事故災害に対しては、町は、関係消防防災機関と協力して、被災した施設などの被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、県又は国が費用の一部、又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

第5節 道路災害の復旧計画

1 計画の方針

道路管理者は、関係消防防災機関と協力して、道路施設などの被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、県又は国が費用の一部、又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

第6節 陸上における廃出油などの災害の復旧計画

1 計画の方針

町は、関係消防防災機関と協力して、被災した施設などの被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、県又は国が費用の一部、又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

第7節 危険物災害の復旧計画

1 計画の方針

町は、関係消防防災機関と協力して、被災した施設などの被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、県又は国が費用の一部、又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

第8節 高圧ガス災害の復旧計画

1 計画の方針

町は、関係消防防災機関と協力して、被災した施設などの被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、県又は国が費用の一部、又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

第9節 火薬類災害の復旧計画

1 計画の方針

町は、関係消防防災機関と協力して、被災した施設などの被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、県又は国が費用の一部、又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

第10節 毒物・劇物災害の復旧計画

1 計画の方針

町は、関係消防防災機関と協力して、被災した施設などの被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、県又は国が費用の一部、又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。